

第1 請求の受付

1 請求人

省略

2 請求の内容

請求人から、令和4年3月30日付で提出された請求書の内容は次の通りであった。(原文「一 請求の要旨」のまま。ただし、個人を特定できる記載についてイニシャル表示としたほか、改行を加えるなど書式を調整している。)

- (1) 広報課が実施した「令和3年度広報物制作管理委託業務」および「令和4年度広報物制作サポート委託業務」の両プロポーザルにおいて、最優秀提案者(契約交渉の相手方)として選定されたK.K.氏の企画提案書内に虚偽の記載があった。プロポーザル公募要項 第2-2-(6)-①-エ「応募提案書類に虚偽の記載をした場合」に相当し失格とされるべきところ締結された令和3年度分の委託業務契約(令和3年4月1日契約、業務期間:令和4年3月31日まで)は不当であり、業務委託費の支払いを行わないよう求める。同じく、令和4年度プロポーザルにおいて、K.K.氏が最優秀提案者に選定されたことは不当であり、最優秀提案者が失格の場合、要項第4に基づき次点の提案者と協議を行うことが妥当であるが、その判断は広報課に委ねる。

また、当該プロポーザルにおいて、全提案者2名の両名ともが下記に記す同一の事例を記載しているにも関わらず、その真偽を確認せず、虚偽の記載があるK.K.氏を最優秀提案者に選定した評価会議は、公平性が保たれているかが疑わしい。広報課には、プロポーザルにおける公平性を担保するため、下記の対応を求める。

- 1 評議会構成員の人選を広報課以外の第三者が行う
- 2 提案者を匿名にした上で、書類のみでの評価  
(事前に提案書をデータで受け付け、広報課が同一の書式に変換する、記載内容から提案者が特定でき得る記述は事前に削除するなどの対策を行う)
- 3 評価に対する構成員からの講評の場を設ける
- 4 その他、公平性を保つために必要な対策

- (2) K.K.氏の企画提案書における虚偽の記載は以下のとおりである。

ア K.K.氏の企画提案書4ページ

デザイン改善例②「古地図に見る関ヶ原の戦い」展ポスター

この案件は、請求人が令和2年に電子調達において落札しデザインを行ったものである。(案件番号:0315296) デザイン改善例としてポスターのビフォア・アフターが掲載されており、ビフォアをA、アフターをDとすると、あたかもAを指導した結果Dが出来上がったかのように記述されているがこれは事実と異なる。

実際には、請求人が提出した企画提案書 14 ページに記載してあるとおり、初稿の A に対する広報課 (K. K. 氏) の修正指示が B、それを忠実に再現したものが C、修正指示に従わず請求人が独自にデザインしたものが D である。K. K. 氏の企画提案書において、

- ・古地図の色調と背景色がどちらも淡く、インパクトが薄い
- ・背景色を濃くすることで、古地図のビジュアルを浮き立たせ……

と書かれているが、広報課から提出されたのデザイン校正紙には「背景の色 うすいページ C8×M8×Y10」との修正指示があり、K. K. 氏の指示は薄いページであり、背景色を濃い緑にしたのは請求人の独自の判断である。よって、K. K. 氏の企画提案書に書かれている内容は虚偽である。そもそも完成案 D は、K. K. 氏のデザイン指導による校正紙 B および C と大きくかけ離れているにも関わらず、自身のデザイン指導かのように見せかけており、本項の記述は全面的に虚偽である。

なお、この記載は K. K. 氏の令和 3 年度・令和 4 年度の両提案書において共通している。

#### イ K. K. 氏の企画提案書 18 ページ

本項に掲載されている人権啓発ミナモは、請求人が平成 30 年に電子調達において落札しデザインを行ったものである。(案件番号：0278850)

本項において「人権啓発ミナモを制作した」との記載があるが、人権啓発ミナモを制作したのは請求人である。担当課に該当のミナモを作るよう指示したのであれば「人権啓発ミナモを制作させた」「人権啓発ミナモを制作するよう依頼した」と記載するのが妥当であるが、「制作した」と記述するのは虚偽の記載にあたる。

なお、この記載は K. K. 氏の令和 3 年度・令和 4 年度の両提案書において共通している。

### 3 請求の受理

本件請求は、地方自治法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、措置請求書が提出された令和 4 年 3 月 30 日付けでこれを受理した。

### 4 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 4 年 4 月 13 日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は監査委員に対し、請求の趣旨について陳述を行った。陳述には同条第 8 項の規定により監査対象機関が立ち会った。

なお、措置請求書を補完するものとして、「古地図に見る関ヶ原の戦い」展ポスターに係る請求人と図書館との業務打合せ記録などの提出があった。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査対象機関

広報課

## 2 監査対象事項

請求書及び添付された証拠書類並びに陳述の内容から、請求の主旨を、令和3年度広報物制作管理委託業務（以下、「R3委託業務」という。）及び令和4年度広報物制作サポート委託業務（以下、「R4委託業務」という。）について、受託者の選定に当たりそれぞれ広報課が実施した公募型プロポーザル方式による選定（以下、「プロポーザル」という。）においてK.K.氏を最優秀提案者に決定し、岐阜県（以下、「県」という。）は同氏と契約しているが、同氏はいずれの企画提案書においても虚偽の記載をしており、プロポーザル公募要領の失格事由に該当することを理由として、両委託業務の契約は不当であるとし、また、不当に契約したR3委託業務に係る業務委託費の支出の差し止めを求めているものと解した。

このことから、監査対象とする財務会計行為を県がK.K.氏と令和3年度に締結したR3委託業務の契約及びその支出に関する事項、並びに県がK.K.氏と令和4年度に締結したR4委託業務の契約とした。

## 3 監査の実施方法

広報課に対して関係書類の提示を求め確認を行うとともに、関係職員から説明を受けた。また、請求人の主張等に対する広報課の見解を文書で求めた。（監査実施期間：令和4年4月5日から令和4年5月23日まで）

## 第3 監査の結果

### 1 監査対象機関に対する監査の結果

#### (1) 広報物に対するデザイン指導等について

県では、平成28年度以降、県の施策が県民にしっかりと認識され活用される効果的な広報活動の実施を目指して、集客効果を高めたり政策をわかりやすく周知したりするなど訴求効果の高い印刷物を作成するために、効果的な広報物の作成等に係る事務取扱要領に基づき、各担当課が作成する広報物に対し、外部の専門家を交えた広報課の印刷物作成支援チームによるデザイン指導等を実施している。

同要領によれば、支援チームは、各担当課が作成した印刷物のデザイン案に対して、その品質や訴求力を高めるため、次の項目に関し、複数回、デザインの最終決定まで、デザイン指導・相談対応（以下、「デザイン指導」という。）を行い、各担当課は、指導の結果を踏まえ、印刷物を作成するとされている。

ア 印刷物のデザインコンセプトや記載すべき事項に関すること

イ キャッチコピー、タイトルに関すること

ウ レイアウト、ページ構成、色づかい、フォント種類、文字サイズ等に関する  
こと

エ その他、印刷物の品質や訴求力を高めるためのデザインに関すること

(2) R3 委託業務及び R4 委託業務の受託者選定について

R3 委託業務及び R4 委託業務は、外部の専門家に、広報課の印刷物作成支援チームの一員（リーダー格）としての業務を委託するものである。広報課は、両委託業務の契約に当たり、集客効果を高めたり政策を分かりやすく周知したりするなど訴求力の高い効果的な広報物を作成するためには、事業内容、広報目的、施策のターゲットに応じたデザインを制作するノウハウや広報物に関する知識が必要であり、このため、単なる価格競争ではなく、デザイン力、県の政策目的を汲み取る企画調整力、専門知識を有する者による具体的な提案に基づき適格性を総合的に判断する必要があるとして、プロポーザルにより受託者を選定している。

両委託業務のプロポーザル公募要領によれば、応募に当たっては以下の項目について作成した企画提案書等を提出することとされている。

ア 業務の実施計画

(ア) デザイン指導に関する企画提案

(イ) デザインコンセプト作成指導に関する企画提案

(ウ) 県職員の広報意識やデザイン力の向上のための研修に関する企画提案

イ 業務の実施体制等

(ア) 業務の実施体制

(イ) 業務実施の能力・実施実績（実績・経験等がある場合に記入）

(ウ) 業務実施責任者の知識・経験・資格等

(エ) 事業費の積算

そして、評価は、R3 委託業務及び R4 委託業務のそれぞれについて県が別に定める構成員により組織されたプロポーザル評価会議が行うとされ、受託者の選定に当たっては、評価項目に沿って、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を構成員が評価・採点し、審議のうえ選定するとされている。

評価に当たっての評価項目等については、プロポーザル公募要領の別表「プロポーザル評価基準」のとおりとされている。

また、同要領によれば、「応募提案書類に虚偽の記載をした場合」等の失格事由に該当する場合は、失格または無効となるとされている。

(3) 「古地図に見る関ヶ原の戦い」展ポスター等の作成経緯について

「古地図に見る関ヶ原の戦い」展ポスター等(以下、「古地図展ポスター」という。)は、令和2年度に図書館が開催した「古地図の世界ー古地図にみる関ヶ原の戦いー」展の広報用ポスター及びちらしである。

令和2年5月12日、県は上記のポスター等を制作する『岐阜県図書館企画展示「古地図の世界ー古地図にみる関ヶ原の戦いー」ポスター、ちらしの作成』業務(以下、「古地図展ポスター作成委託業務」という。)を請求人に委託し、その後、図書館は請求人に、図書館職員が作成したデザイン素案(別添(1)古地図展ポスターデザイン素案 参照)を提示した。

6月1日、請求人は図書館にデザイン初稿(別添(1)古地図展ポスター 初稿

参照)を提出し、その後、図書館はこれを広報課にデザイン指導のため送付した。

6月5日、K.K.氏等によるデザイン指導が行われ、同日、広報課から図書館に、さらに図書館から請求人に、校正案(別添(1)古地図展ポスター 校正案 参照)が送付された。

校正案では、次の各項目その他の修正指示が行われている。

ア ポスター全体の背景色は薄いベージュとし、また、展覧会タイトル部分の背景色を、タイトル前半はモスグリーン、後半は紫とする

イ 他の記述と同様に横書きであった展覧会タイトル「古地図にみる関ヶ原の戦い」を縦書きとするとともにフォントサイズを上げる

ウ メイン画像である古地図を、関ヶ原付近を中心に、扇型にトリミングして拡大する

エ 岐阜城や大垣城など4点掲載されていた古地図のポイント紹介画像を、トリミングによってメイン画像から外れた岐阜城の部分を円形に切り取った画像の1点とする

6月8日、請求人は図書館に、修正後のデザイン第2稿(別添(1)古地図展ポスター 第2稿 参照)を提出した。

第2稿は、初稿に対して、次の各項目その他の修正を加えたものとなっている。

ア ポスター全体の背景色を、展覧会タイトルの背景色も含めて緑(濃いモスグリーン)とする

イ 展覧会タイトル「古地図にみる関ヶ原の戦い」を縦書きとするとともに修正指示で示されたものよりさらにフォントサイズを上げる

ウ メイン画像である古地図を、関ヶ原付近を中心に、曲線で囲った形に修正指示以上にトリミングして拡大する

エ 岐阜城や大垣城など4点掲載されていた古地図のポイント紹介画像を、トリミングによってメイン画像から外れた岐阜城の部分をメイン画像の形と調和する形に切り取った画像1点とする

その後、文言の修正や、背景色の緑の色を抑えて、文字(白)を太く、目立つようにするなどの調整が行われ、6月16日、図書館は請求人に古地図展ポスターの校了を伝えるとともに印刷を指示した。(別添(1)古地図展ポスター 最終稿 参照)

#### (4) 人権啓発ミナモの作成経緯について

県では、国内外に向けて「清流の国ぎふ」の魅力をPRするため、マスコットキャラクター「ミナモ」を制作し、広報物やイベントに活用している。そして、ミナモデザイン(イラスト)については、様々なシーンで利活用できるように、各担当課の所管業務に関連する新規デザインを逐次制作してきている。

平成30年7月2日、人権施策推進課は広報課へ、ミナモデザインを所管している地域振興課にミナモの人権デザインを作成依頼することを検討していたうえで、デザインの素案に関するデザイン指導について打診した。

7月5日、K.K.氏等によるデザイン指導が行われ、7月12日、広報課を通じ、K.K.氏等が制作した人権ミナモのラフ案(デザイン素案)二種(別添(2)人権啓

発ミナモ デザイン素案 参照) が人権施策推進課に提供された。これらのデザイン素案は、ミナモが自身と同じ大きさの「人」の字を腕で抱え込むデザインとなっている。また、「人」の字の色は、赤ピンク系となっている。

7月25日、人権施策推進課は地域振興課にデザイン作成を依頼し、その際、デザイン素案二種を地域振興課に提供した。その後、地域振興課は、人権啓発ミナモを含む4種のミナモデザインの制作(以下、「4種のミナモデザインデータ制作委託業務」という。)を請求人に委託した。

10月16日、地域振興課は請求人が作成した人権啓発ミナモデザインの初稿(別添(2)人権啓発ミナモ 初稿 参照)を人権施策推進課に提出し、10月17日、人権施策推進課は同原稿を広報課に提出した。

初稿はラフ案に対して、ミナモと「人」の字のバランスが調整され、「人」の字のフォントがデザイン素案から変更されている。また、「人」の字の色は薄いピンク色となっている。

10月18日、K.K.氏等によるデザイン指導が実施され、広報課は人権施策推進課に、「人」の字のフォントをデザイン素案に寄せ、色を濃くするといったデザイン指導の結果(別添(2)人権啓発ミナモ 校正案 参照)を送付した。その後、人権施策推進課は地域振興課にデザイン指導の結果を伝達した。

10月23日、請求人は地域振興課等に、デザイン指導を反映したデザイン第2稿(別添(2)人権啓発ミナモ 第2稿 参照)を提出した。

10月24日、広報課がK.K.氏等にデザイン第2稿の内容を確認し、K.K.氏等から了解を得た。

10月26日、請求人は地域振興課に対し、人権啓発ミナモを含む4種のミナモデザインを納品した。

## 2 監査対象機関の説明

広報課に対して、請求人が主張する下記事項について、意見の提出を文書で求めたところ、令和4年4月26日に広報課長から以下のとおり回答があった。

### (1) 【請求人の主張】

「古地図に見る関ヶ原の戦い」展ポスターについて、初稿に対する広報課(K.K.氏)からの修正指示では、背景の色を「うすいページ C8×M8×Y10」とあり、背景色を濃い緑にしたのは請求人の独自の判断である。

そのため、R3委託業務及びR4委託業務のK.K.氏の企画提案書内「古地図に見る関ヶ原の戦い展」に係る記載「古地図の色調と背景色がどちらも淡く、インパクトが薄い」「背景色を濃くすることで、古地図のビジュアルを浮き立たせ、タイトルも目立つように置き、全体のメリハリをつけることで、～」と記載されているK.K.氏の企画提案書には虚偽があり、失格事由に該当する。

### 【広報課の意見】

R4委託業務について、評価会議前に、当課で保管しているデザイン指導の記録を確認している。その上で、同一画像(「古地図に見る関ヶ原の戦い」ポスター、人権啓発ミナモ)に関する関係各課への聞き取りを行い、K.K.氏がデザイン指導を行い、

請求人が印刷物製作者であることを把握した。本デザインは両者が関与しているものであり、提案書の内容は、失格事由に該当しないことを課内の資格審査によって確認した。

上記のとおり、広報課としては、本デザインは両者が関与しているものと認識している。

その上で、K. K. 氏の提案書内の記載についていえば、請求人が関与した最終デザインの背景色、古地図画像のレイアウトをもって、提案書に記載したと考えられるが、これは K. K. 氏が担当課に対するデザイン指導による「古地図画像」、「色彩」、「タイトル」等の目立たせ方、メリハリ、レイアウト等の関与があったため、これを端緒として、最終的にデザインしたともいえるため、K. K. 氏の提案書の記載をもって虚偽といえるものではなく、前述のとおり、広報課としては、本デザインは両者が関与しているものと認識し、R3 委託業務及び R4 委託業務ともに「失格事由に該当しない」と考えている。

また、プロポーザル評価基準のとおり、本委託業務は、優れた意匠を考案するデザイン力ではなく、各課の担当課から持ち込まれたデザイン案に対して県の実状、課題を把握し、修正できる分かりやすいデザインを提示する指導力に重きを置いているものであり、各事業者のデザイン実績の一例をもって、評価会議の評価が変わるものではないと考えている。

## (2) 【請求人の主張】

K. K. 氏の企画提案書内に掲載されている人権啓発ミナモは、請求人が平成 30 年に電子調達において落札しデザインを行ったもので、人権啓発ミナモを制作したのは請求人である。担当課に該当のミナモを作るよう指示したのであれば「人権啓発ミナモを制作させた」「人権啓発ミナモを制作するよう依頼した」と記載するのが妥当であるが、「制作した」と記述するのは虚偽であり失格事由に該当するという主張について

### 【広報課の意見】

R4 委託業務について、評価会議前に、当課で保管しているデザイン指導の記録を確認している。その上で、同一画像（「古地図に見る関ヶ原の戦い」ポスター、人権啓発ミナモ）に関する関係各課への聞き取りを行い、K. K. 氏がデザイン指導を行い、請求人が印刷物製作者であることを把握した。本デザインは両者が関与しているものであり、提案書の内容は、失格事由に該当しないことを課内の資格審査によって確認した。

上記のとおり、広報課としては、本デザインは両者が関与しているものと認識している。

その上で、K. K. 氏の提案書内の記載についていえば、K. K. 氏は「岐阜県人権施策推進指針」の冊子において、『人』を大きく目立たせるデザイン指導を行っている。その後、担当課から『人権』をテーマとしたミナモのデザインのアイデア出しのデザイン指導の依頼を受けて、K. K. 氏が「人権啓発ミナモ」の初稿デザインを制作している。K. K. 氏の初稿デザインは担当課を経由して請求人に提供され、請求人

の関与のもと、初稿デザインが加工され、デジタルデータが製作された。

加えて、このデジタルデータに対しても K. K. 氏はデザイン指導において、細かな修正を行っている。

更に、この修正を踏まえて請求人が製作した最終デザイン案に対しても、K. K. 氏のデザイン指導による確認があり、最終デザインは校了している。

これらの点をもってすれば、K. K. 氏が「人権啓発ミナモ」を「制作した」と考えることができ、請求人の提案書内のデザイン実績に「人権啓発ミナモ」が記載されていることに疑義が生じるが、前述のとおり、広報課としては、本デザインは両者が関与しているものと認識し、R3 委託業務及び R4 委託業務ともに「失格事由に該当しない」と考えている

また、プロポーザル評価基準のとおり、本委託業務は、優れた意匠を考案するデザイン力ではなく、各課の担当課から持ち込まれたデザイン案に対して県の実状、課題を把握し、修正できる分かりやすいデザインを提示する指導力に重きを置いているものであり、各事業者のデザイン実績の一例をもって、評価会議の評価が変わるものではないと考えている。

#### 第4 監査委員の判断

請求書、陳述及び実施した調査内容を踏まえ、請求人の主張について、以下のとおり判断した。

請求人は、R3 委託業務のプロポーザルにおいて K. K. 氏は企画提案書に虚偽の記載をしているため K. K. 氏は失格とされるべきであり、県が K. K. 氏と締結した R3 委託業務の契約は不当である、また、R4 委託業務のプロポーザルにおいても K. K. 氏は企画提案書に虚偽の記載をしているため失格とされるべきであり、K. K. 氏が最優秀提案者に選定されたことは不当であると主張している。

調査の結果、請求人が虚偽であるとした K. K. 氏の企画提案書内の記述で言及している古地図展ポスター及び人権啓発ミナモ（以下、「両広報物」という。）について、K. K. 氏はそれぞれデザイン指導を各担当課に対して実施しており、一方、請求人は古地図展ポスター作成委託業務及び4種のミナモデザインデータ制作委託業務の受託者として両広報物を制作していることが確認された。

- (1) ア 古地図展ポスターについては、請求人は、K. K. 氏が R3 委託業務及び R4 委託業務の企画提案書において、請求人が制作した初稿の「古地図の色調と背景色がどちらも淡く、インパクトが薄い」点を指摘し、これに対して「背景色を濃くすることで、古地図のビジュアルを浮き立たせ」るように改善したと記述したことについて、K. K. 氏の背景色についての指示は薄いベージュであり、背景色を濃い緑にしたのは請求人の独自の判断であることから、この記述は虚偽であるとしている。

イ 本件を判断する前提として、R3 委託業務及び R4 委託業務のプロポーザル公募要領を確認すると、応募提案書類に虚偽の記載をした場合は失格又は無効と



されている。これは、受託者の選定及び業務委託契約締結において、公正性等を確保する趣旨と解される。

ウ 本件において、K.K.氏の企画提案書には「背景色を濃くすることで、古地図のビジュアルを浮き立たせ」と記載されており、当該記載のあるページの内容は、デザイン改善の一例であり、K.K.氏の指示により、最終的に掲載された古地図展ポスターができあがったことが紹介されている。

ここで、請求人が制作した初稿（別添（1）古地図展ポスター 初稿 参照）と、同人のR4委託業務の企画提案書におけるK.K.氏の修正案（別添（1）古地図展ポスター 修正案をもとに再現された修正案 参照）とを比較すると、古地図の色調と背景色のコントラストに大きな違いは認められない一方、初稿において全体の背景色と同色であった展覧会タイトル「古地図にみる関ヶ原の戦い」の背景色が、緑及び紫に修正されており、これらと古地図の色とのコントラストでポスターを目に留まるようにしたK.K.氏の意図がうかがえる。

他方、上記校正指示の後に、請求人が制作した第2稿（別添（1）古地図展ポスター 第2稿 参照）においては、背景色が濃い緑とされることで古地図の色調と背景色のコントラストが強くなっており、請求人が、これによりポスターを目に留まるようにした意図がうかがえる。

なお、背景色以外については、請求人が制作した第2稿には、メイン画像について、関ヶ原近辺を中心にトリミングして拡大した点、ポイント紹介画像を岐阜城の部分1点とした点、展覧会タイトルを縦書きとしてフォントサイズを上げた点など、K.K.氏の修正案との共通点が見受けられる。

エ 以上を前提に、デザイン指導を行った者の立場からすると、初稿について自らが見つけた問題点について修正案を提示し、古地図展ポスター作成委託業務の受託者である請求人がその意図を踏まえ、提示された修正案と異なるアプローチで修正を加えて、初稿の問題点を改善した最終稿（別添（1）古地図展ポスター 最終稿 参照）が制作されたと考えたとしても不自然ではない。

オ 前記の諸事情からすると、請求人の独自の工夫による寄与が認められるものの、K.K.氏が、「背景色を濃くすることで、古地図のビジュアルを浮き立たせ」と記載し、自らのデザイン指導の成果として訴求した行為について、虚偽の記載をしたとまでは言えない。

(2) ア 人権啓発ミナモについては、請求人は、K.K.氏が「人権啓発ミナモを制作した」とする記述について、人権啓発ミナモは、請求人が平成30年に電子調達において落札しデザインを行ったもので、人権啓発ミナモを制作したのは請求人であることから、虚偽であるとしている。

イ 上記について、人権啓発ミナモの制作の経緯をみると、人権施策推進課は、ミナモデザインを所管している地域振興課に人権啓発ミナモの作成を依頼するに当たり、事前に広報課のデザイン指導を受けて、K.K.氏が制作したデザイン素案（別添（2）人権啓発ミナモ デザイン素案 参照）の提供を受け、これを地域振興課に提供している。

その後、地域振興課は、請求人に4種の子ナモデザインデータ制作委託業務を委託しているが、この制作過程において、初稿（別添（2）人権啓発子ナモ初稿 参照）に対してK.K.氏によるデザイン指導に基づき微修正が行われている。

そして、請求人が受託者として制作した初稿及び最終成果物をみると、いずれも上記のK.K.氏が制作したデザイン素案との類似性が高く、デザイン素案に基づいて制作したことが見て取れる。

ウ 以上を前提にすると、人権啓発子ナモについては、K.K.氏が制作したデザイン素案に基づいて、請求人が最終成果物を制作したと見ることができ、デザイン指導を行った者の立場からは、自らが制作したデザイン素案に基づいて、4種の子ナモデザインデータ制作委託業務の受託者である請求人が最終制作物を制作したと考えたとしても不自然ではない。

エ 前記の諸事情からすると、人権啓発子ナモの最終成果物を実際に書き起こしたのは請求人であったとしても、K.K.氏が、「人権啓発子ナモを自らが作成した」と記載し、人権啓発子ナモを作成したと企画提案書で訴求した行為について、虚偽の記載をしたとまでは言えない。

（3） 上記のとおり、R3 委託業務及び R4 委託業務のプロポーザルに当たり、K.K.氏が提出した企画提案書について、請求人が虚偽の記載であるとしているものについては、いずれもK.K.氏が虚偽の記載をしたとまでは言えない。

したがって、K.K.氏はR3 委託業務及びR4 委託業務の各プロポーザル公募要領の失格事由に該当せず、県が同人との間で締結した各委託業務契約は不当ではない。

（4） よって、本件における請求人の主張は採用することができず、これを棄却する。

#### 付記

本件住民監査請求についての判断は以上のとおりであるが、監査を実施する過程で、監査結果には影響を与えないものの、下記の点が見受けられたため、意見を付す。

R3 委託業務及びR4 委託業務については、いずれもプロポーザルによる随意契約であり、契約相手方はK.K.氏、プロポーザル参加者はK.K.氏と請求人の2者である。さらに、平成28年度以降令和2年度までに広報課が実施した、R3 委託業務及びR4 委託業務と同様の業務の契約状況をみると、いずれもK.K.氏を契約相手方とする随意契約であり、これらのうちプロポーザルが実施された平成28年度及び令和元年度については、プロポーザルの参加者はいずれも2者である。

こうした状況は、外部から見たときに、契約相手方の選定において十分な競争性、透明性、公正性が確保されているかという点について疑念を生じさせかねないことから、より多くのプロポーザル参加者を確保できるようにするなど、より一層の競争性、透明性、公正性の確保に努められたい。

業務年度	プロポーザル 実施有無	プロポーザル 参加者	契約相手方
平成 28 年度	実施	2 者	K. K. 氏
平成 29 年度	不実施	—	K. K. 氏
平成 30 年度	不実施	—	K. K. 氏
令和元年度	実施	2 者	K. K. 氏
令和 2 年度	不実施	—	K. K. 氏
令和 3 年度	実施	2 者	K. K. 氏
令和 4 年度	実施	2 者	K. K. 氏

(別添)

(1) 古地図展ポスター

(デザイン素案)



令和2年「岐阜県関ヶ原古戦場記念館」が関ヶ原町にオープンします。それにあわせて、岐阜県図書館所蔵古地図等を中心に、「古地図の世界ー古地図にみる関ヶ原の戦いー」展を開催します。

展示作品の紹介（一部）

- |               |              |     |              |
|---------------|--------------|-----|--------------|
| 「〔内〕濃州関ヶ原合戦図」 | （作者不詳）       | 江戸期 | 岐阜県図書館蔵      |
| 「〔仮〕関ヶ原陣立図」   | （作者不詳）       | 江戸期 | 岐阜県図書館蔵      |
| 「関ヶ原合戦屏風（複製）」 | （尾張藩絵師：藤井介石） | 江戸期 | 関ヶ原町歴史民俗資料館蔵 |

【日時】 令和2年8月12日（水）～10月15日（木）まで

平日：10：00～20：00

土・日曜日：10：00～18：00

休館日：8月17・24・28日 9月1日～30日 10月5・12日

【場所】 岐阜県図書館 2階 企画展示室Ⅱ

問い合わせ先



岐阜県図書館 サービス課 郷土・地図情報係  
〒500-8368 岐阜市宇佐 4-2-1  
電話 058-275-5111 FAX 058-275-5115  
E-mail mapstaff@library.pref.gifu.jp

岐阜県図書館地図

(初稿)


**岐阜県図書館**  
GIFU PREFECTURAL LIBRARY

関ヶ原古戦場記念館オープン記念 岐阜県図書館所蔵地図展

# 古地図の世界

## —古地図にみる関ヶ原の戦い—

令和2年8月12日(水)—10月15日(木) 岐阜県図書館二階 企画展示室Ⅱ  
 平日:10:00-20:00 土・日:10:00-18:00 休館日:8月17・24・28日、9月1日~30日、10月5・12日

令和2年「岐阜県関ヶ原古戦場記念館」が関ヶ原町にオープンします。  
 それにあわせて、岐阜県図書館所蔵古地図等を中心に、  
 「古地図の世界—古地図にみる関ヶ原の戦い—」展を開催します。

入場無料



**笠尾山・石田三成陣地**



**鍋配山・榊川家康陣地**



**大塚城**



**岐阜城**



〔内〕織田関ヶ原合戦図〔作者不詳〕/江戸期/岐阜県図書館蔵  
 〔外〕関ヶ原陣立図〔作者不詳〕/江戸期/岐阜県図書館蔵  
 〔関ヶ原合戦詳集(複製)〕(尾張書院) 藤井全石/江戸期  
 関ヶ原町歴史資料館蔵

問い合わせ先  
 岐阜県図書館 サービス課 郷土・地図情報係  
 〒500-8368 岐阜市宇佐4-2-1  
 Tel: 058-275-5111 Fax: 058-275-5115  
 E-mail: mapstaff@library.pref.gifu.jp





駐車場のご案内 411台(岐阜県美術館と共用)  
 ※周辺の商業施設等、指定以外の駐車場は  
 使用できませんようお願いいたします。

The World of Old Maps  
 The Battle of Sekigahara as seen on old maps



(別添)

(校正案をもとに再現された修正案)

岐阜県図書館

令和2年  
8月12日(水)～10月15日(木)  
平日:10:00-20:00 土・日:10:00-18:00

岐阜県図書館  
二階 企画展示室Ⅱ

休館日 | 8月17・24・28日、  
9月1日～30日、10月5・12日

入場無料

古地図の世界  
古地図にみる  
関ヶ原の戦い

令和2年「岐阜県関ヶ原古戦場記念館」が関ヶ原町にオープンします。  
これにあわせて、岐阜県図書館所蔵古地図等を中心に、  
「古地図の世界—古地図にみる関ヶ原の戦い—」展を開催します。

お問い合わせ先  
〒500-8501 岐阜県岐阜市南大町1-1-1  
TEL 057-271-4111 FAX 057-271-3115

(第2稿)

令和2年  
**8月12日(水) — 10月15日(木)**  
 平日 10:00-20:00 土・日 10:00-18:00

岐阜県図書館 二階 企画展示室Ⅱ

休館日  
 8月17・24・28日、9月1日～30日、10月5・12日

8月29日(土)  
 子ども向け関連ワークショップを予定しています

岐阜県図書館 岐阜県図書館所蔵古地図展  
 関ヶ原古戦場記念館オープン記念  
**古地図の世界**  
**古地図にみる**  
**関ヶ原の戦い**

令和2年「岐阜県関ヶ原古戦場記念館」が関ヶ原町にオープンします。  
 それにあわせて、岐阜県図書館所蔵古地図等を中心に、  
 「古地図の世界—古地図にみる関ヶ原の戦い—」展を開催します。

入場無料

The World of Old Maps  
 The Battle of Sekigahara as seen on old maps

展示作品の紹介(一部)  
 「(内)澁州関ヶ原合戦図」(作者不詳)/江戸期/岐阜県図書館蔵  
 「(紙)関ヶ原陣立図」(作者不詳)/江戸期/岐阜県図書館蔵  
 「関ヶ原合戦陣風(複製)」(尾張藩絵師:藩井介石)/江戸期  
 関ヶ原野原史田如安絵館蔵

問い合わせ先  
 岐阜県図書館 サービス課 郷土・地図情報係  
 〒500-8368 岐阜市字佐4-2-1  
 Tel: 058-275-5111 Fax: 058-275-5115  
 E-mail mapstaff@library.pref.gifu.jp

岐阜市のご案内 411台(岐阜美術館と共用)  
 ※施設の利用施設等、指定以外の駐車場は  
 使用できませんようお願いいたします。



(最終稿)

令和2年

8月12日(水) — 10月15日(木)

平日 10:00-20:00 土・日・祝 10:00-18:00

岐阜県図書館 二階 企画展示室Ⅱ

休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌火曜日)・  
9月1日-30日(工事による休館)

8月29日(土) 子ども向け関連講座を予定しています

Gifu Prefectural Library 岐阜県図書館



# 古地図の世界

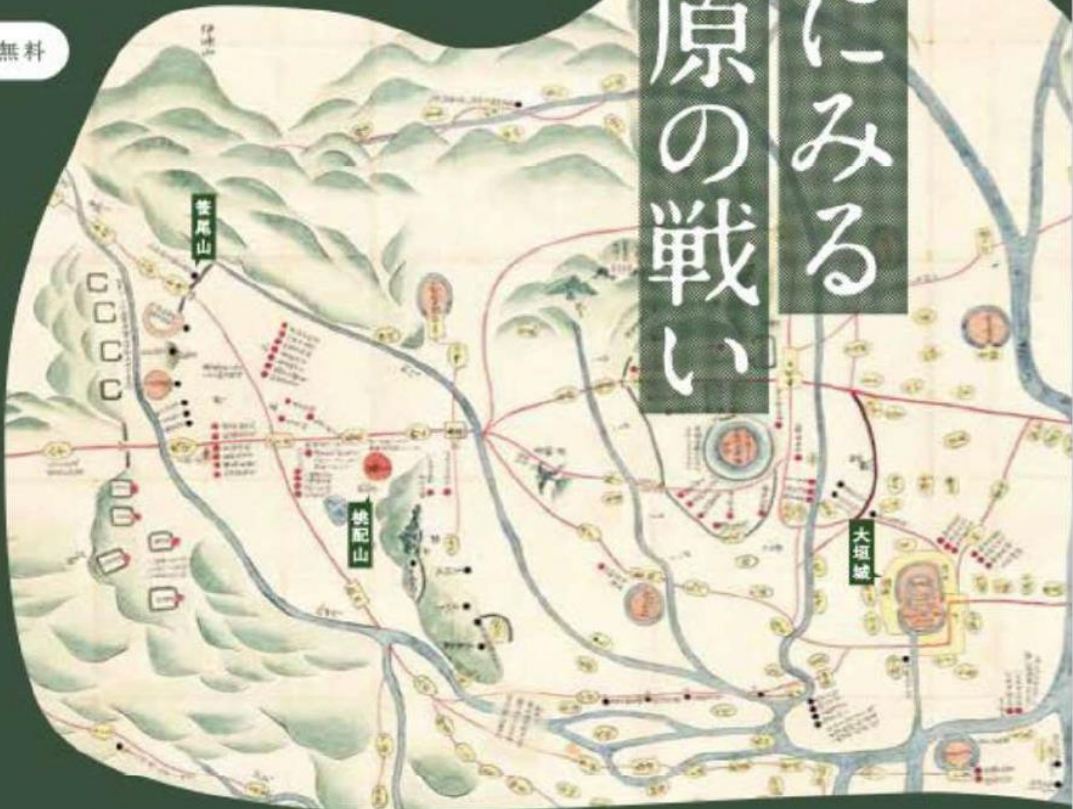
岐阜関ヶ原古戦場記念館オープン記念  
岐阜県図書館所蔵古地図展

# 関ヶ原の戦い

令和2年「岐阜関ヶ原古戦場記念館」が関ヶ原町にオープンします。  
それにあわせて、岐阜県図書館所蔵古地図等を中心に、  
「古地図の世界—古地図にみる関ヶ原の戦い—」展を開催します。

入場無料

The World of Old Maps  
The Battle of Sekigahara as seen on old maps



### 展示作品の紹介(一部)

- 「(内)關ヶ原合戦圖」(作者不詳)/江戸期/岐阜県図書館蔵
- 「(外)關ヶ原陣立圖」(作者不詳)/江戸期/岐阜県図書館蔵
- 「關ヶ原合戦圖屏風(複製)」(飯月亭景山【等】)/嘉永7(1854)年  
/関ヶ原町歴史民俗資料館蔵

問い合わせ先

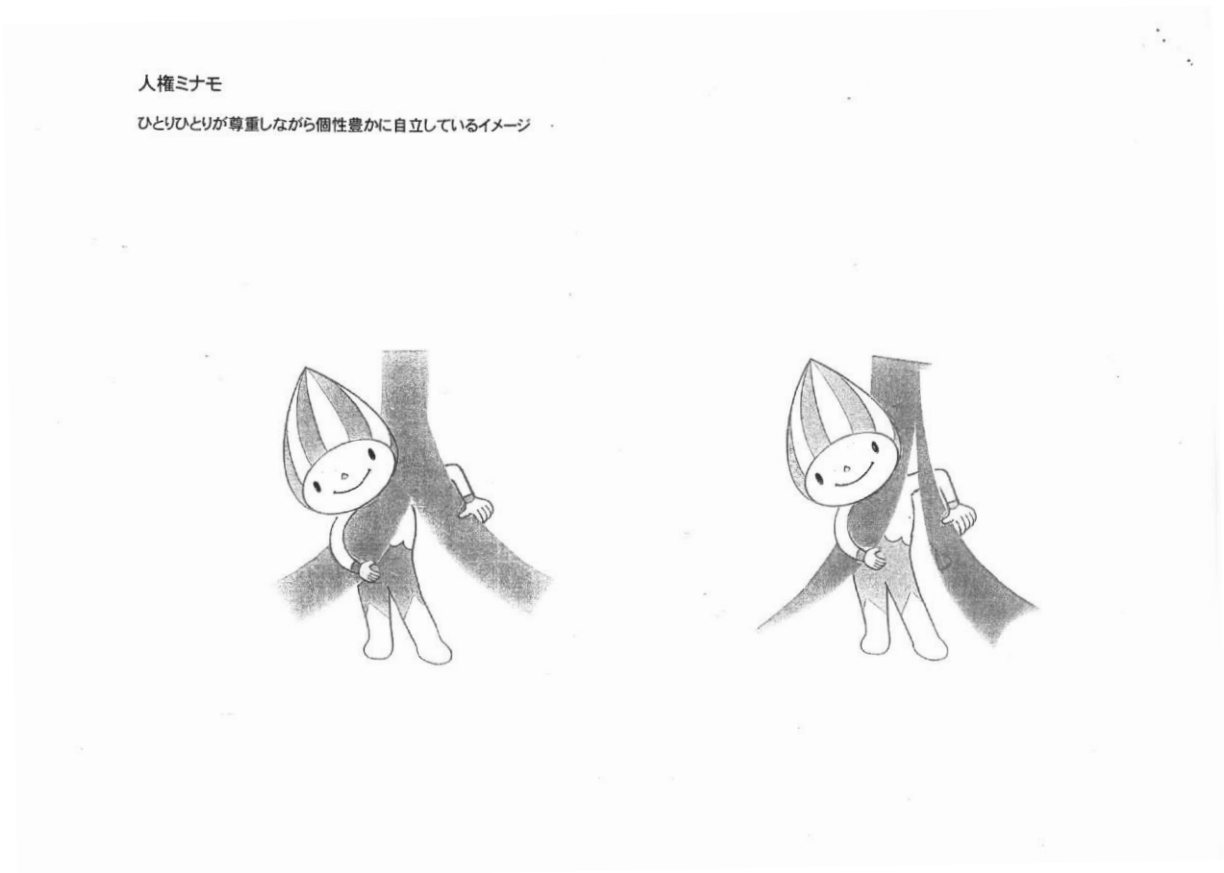
岐阜県図書館 サービス課 郷土・地図情報係  
〒500-8368 岐阜市宇佐4-2-1  
Tel: 058-275-5111 Fax: 058-275-5115  
E-mail mapstaff@library.pref.gifu.jp



駐車場のご案内 421台(岐阜美術館と共用)  
※周辺の高架施設等、周辺以外の駐車場は  
使用されませんようお願いいたします。

(2) 人権啓発ミナモ

(デザイン素案)



(初稿)



(校正案)



(第2稿)

